

（附則第四十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（市町村の福祉事務所）</p> <p>第五条の五 市町村の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）は、この法律の施行に関し、主として前条第二項各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（施設の設置）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。</p> <p>6 （略）</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第十八条の二 （略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターにつき、その事業の制限又は停止を命ずる場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第二項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。</p> | <p>（市町村の福祉事務所）</p> <p>第五条の五 市町村の設置する福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）は、この法律の施行に関し、主として前条第二項各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（施設の設置）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。</p> <p>6 （略）</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第十八条の二 （略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターにつき、その事業の制限又は停止を命ずる場合には、あらかじめ、社会福祉事業法第六条第二項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。</p> |

第十九条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第二項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

(準用規定)

第二十五条 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第五号の規定若しくは同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

(緊急時における厚生大臣の事務執行)

第三十四条の二 (略)

2 前項の場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生大臣に関する規定として厚生大臣に適用があるものとする。この場合において、第十九条第二項中「社会福祉法第七条第二項に規定する地方社会福祉審議会」とあるのは、「審議会」とする。

3 (略)

附則

(社会福祉法附則第七項に関する特例)

第六条 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

第十九条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉事業法第六条第二項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

(準用規定)

第二十五条 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第三号の規定若しくは同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

(緊急時における厚生大臣の事務執行)

第三十四条の二 (略)

2 前項の場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生大臣に関する規定として厚生大臣に適用があるものとする。この場合において、第十九条第二項中「社会福祉事業法第六条第二項に規定する地方社会福祉審議会」とあるのは、「審議会」とする。

3 (略)

附則

(社会福祉事業法附則第七項に関する特例)

第六条 社会福祉事業法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。